

第五号の二の様式 （平21内府令78・追加、平22内府令12・平24内府令4・平26内府令7・平26
内府令49・令元内府令2・一部改正）

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）特定内国
資産流動化証券の名称】

【届出の対象とした募集（売出）特定内国
資産流動化証券の形態及び金額】(1)

【縦覧に供する場所】

名称

（所在地）

第一部【証券情報】

第1【特定社債（特定短期社債を除く。）】

1【銘柄】

2【特定内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

3【券面総額】

4【各特定社債の金額】

5【発行（売出）価額の総額】

6【発行（売出）価格】

7【利率】

8【利払日及び利息支払の方法】

9【償還期限及び償還の方法】

10【募集の方法】

11【申込証拠金】

12【申込期間及び申込取扱場所】

13【払込期日及び払込取扱場所】

14【引受け等の概要】

15【特定社債管理者又は特定社債の管理会社】

16【振替機関に関する事項】

17【その他】

【転換特定社債に関する事項】

- 18【転換の条件】
- 19【転換により発行する優先出資の内容】
- 20【転換請求期間】
- 21【転換請求の受付場所及び取次場所】
- 22【その他】

【新優先出資引受権付特定社債に関する事項】

- 23【新優先出資引受権の内容】
- 24【新優先出資引受権の行使期間】
- 25【新優先出資引受権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取次場所】
- 26【新優先出資引受権の譲渡に関する事項】
- 27【代用払込みに関する事項】
- 28【その他】

第2【特定優先出資証券】

- 1【銘柄】
- 2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】
- 3【額面金額】
- 4【発行口数】
- 5【発行（売出）価額の総額】
- 6【発行（売出）価格】
- 7【優先出資の内容】
- 8【消却・併合に関する事項】
- 9【単位未満優先出資に関する事項】
- 10【発行の条件に関する事項】
- 11【募集の方法】
- 12【申込証拠金】
- 13【申込期間及び申込取扱場所】
- 14【払込期日及び払込取扱場所】
- 15【引受け等の概要】
- 16【振替機関に関する事項】
- 17【その他】

第3【売出しに係る特定内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

第4【手取金の使途】

第二部【追完情報】(2)

第三部【組込情報】(3)

第四部【特別情報】

第1【特定内国資産流動化証券事務の概要】

第2【その他】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第五号の二様式に準じて記載すること。

- (1) 届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態及び金額
 - a 当該届出により募集又は売出しを予定している特定内国資産流動化証券の形態（特定社債券（法第2条第1項第4号に掲げる特定社債券をいう。）、特定優先出資証券の別等）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売価額の総額を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (2) 追完情報
 - a (3)aの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書の提出日までの間において、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その内容を記載すること。
 - (a) 法第7条第1項前段に規定する重要な事項の変更があった場合又は第13条第1号若しくは第2号に掲げる事情が生じた場合
 - (b) 第29条第2項各号に掲げる場合
 - b (3)aの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、出資総額の増減があった場合には、その旨及びその額を記載すること。
 - c 最近計算期間（第23条に定める期間をいう。以下c及び(3)aにおいて同じ。）に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書（以下cにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。
- (3) 組込情報

次に掲げる書類を有価証券届出書に添付し、その旨を記載すること。

 - a 最近計算期間に係る有価証券報告書及びその添付書類
 - b aの有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合にあっては、当該半期報告書
 - c aの有価証券報告書又はbの半期報告書に係る訂正報告書を提出している場合にあっては、当該訂正報告書